特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
2	合志市	住民基本台帳に関する事務	基礎項目評価書			

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和5年3月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	合志市(以下「本市」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、本市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による者に民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知の関係者号の通知及び個人番号カード機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪個人番号の通知及び個人番号カードの交付 即個人番号の通知及び個人番号カードの交付 即個人番号の通知及び個人番号カードの交付 即のの言葉に基立く住民票コードの交付 即の一般で表しまる。第2000年の表しまる。第2000年の表しまの通知の表しまる。第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 住民記録システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. コンビニ交付システム 6. サービス検索・電子申請機能 ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名

1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)
法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(4人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提
4. 情報提供ネットワークシ	(供) パステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民生活部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 市長公室企画課 096-248-1813

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 市長公室企画課 096-248-1813

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	4年11月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	4年11月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類					
[基礎	項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	i書 i書及び i書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につい	ては、それぞれ重点	点項目評价	西書又は全項			
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネッ	・トワークシステ ム	を通じた	-入手を除く。	,)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの多	長託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	最提供ネットワーク:	システムを	通じた提供を	除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの打	妾続		[〇]接続	しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 監査							
実施の有無	[〇]自		[O]	内部監査	[]	外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	8発						
従業者に対する教育・啓発	[特に力を	を入れて行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	ている

変更箇所

変更箇	<u>ग</u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月10日	か	平成26年8月5日	平成28年2月10日	事後	
平成28年2月10日	2.取扱者数 いつ時点の計数 か	平成26年8月5日	平成28年2月10日	事後	
平成29年3月15日	1.対象人数 いつ時点の計数 か	平成28年2月10日	平成29年3月15日	事後	
平成29年3月15日	2.取扱者数 いつ時点の計数 か	平成28年2月10日	平成29年3月15日	事後	
平成30年2月9日	1.対象人数 いつ時点の計数 か	平成29年3月15日	平成30年2月9日	事後	
平成30年2月9日	2.取扱者数 いつ時点の計数 か	平成29年3月15日	平成30年2月9日	事後	
平成31年2月7日	「I 関連情報」 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	市民課長 中嶋 民智	市民課長	事後	
平成31年2月7日	新様式への変更	なし	Ⅳ リスク対策の追加	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月13日	1.対象人数 いつ時点の計数	平成30年2月9日	令和3年12月31日	事後	
令和4年1月13日	2.取扱者数 いつ時点の計数	平成30年2月9日	令和3年12月31日	事後	
令和4年11月1日	が	 合志市 住民記録システム 基礎項目評価書	合志市 住民基本台帳に関する事務 基礎項	車 悠	
7和4年11月1日	計価書名	日心巾 住氏記録ンステム 基礎項目計画書	目評価書	事後	
令和4年11月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	合志市は、住民記録事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報 ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるかと、一分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	合志市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報アイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①	住民記録 個人番号の管理	住民基本台帳に関する事務	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	各住民へ割り当てられている個人番号を管理 し、住基ネットを介して機構との個人番号のやり 取りを行う	合志市(以下「本市」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳は、任民基本台帳と以下「住送法」という。)に基づき、作成されるものであり、本市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度をであり、中間が大きないで、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うもの公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基本ット)を都道府県と共同して構築している。本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する事務のは、は、生基法とめる。本市は、住基法との事務で取り扱う。	事後	
令和4年11月1日	u	"	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居居、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載を確保するための措置 (3住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (3住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (3年民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (3年民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (3年民事の記載事項に変更があった際の転出元市町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の記載事項に変更があった際の都道 (6)住民票の記載事項に変更があった際の都道 (6)住民票の記載事項に変更があった際の都道 (6)住民所の通知表が自然の照会 (6)住民の高額に基づく住民票コードの変付 (1)個人番号の通知及び個人番号カードの変付 (1)個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法のびに 情報提供等に関する第3を分により機構に対すなお、(3)の個人番号の通知力では、番号カード等を用した本人確認 定による通知カード変を用したる任意分かには、番号法のびに 情報の提供等に関する第3を任うにより機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務に表すには、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報のアイルを使用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム	1. 住民記録システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. コンピニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	事後	システムの更新
令和4年11月1日	I 関連情報 2.特定個人情報 ファイル名	 1. 宛名基本ファイル 2. 宛名履歴ファイル 3. 住基異動ファイル 	1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報 ファイル 3. 送付先情報ファイル	事後	
令和4年11月1日	I関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第7条第1項、第2項、第8条第1項、附 則第3条第1項、第2項、第3項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第5条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条の本人等の請求による住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第2条(をほ入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けてしる者等に関する転入届の特例)・第3の条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の通知等)・第3の条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連	実施しない	実施する	事後	
令和4年11月1日	I 関連情報 4 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	(記載なし)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が「ちまれる項(1,2、3,4、6,8、9,11,16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	
令和4年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和3年12月31日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和3年12月31日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報 の入手(情報ネットワークシス	特に力を入れている	十分である	事後	
节和4年11月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報 の使用 目的を超えた紐付	特に力を入れている	十分である	事後	
PARTTITATE	IVリスク対策 3.特定個人情報 の使用 権限のない者(元職	特に力を入れている	十分である	事後	
令和4年11月1日	Nリスク対策 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委託	特に力を入れている	十分である	事後	
令和4年11月1日	Ⅳリスク対策 5.特定個人情報	特に力を入れている	十分である	事後	
令和4年11月1日	の提供・移転(委託や情報提 Ⅳリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 接	[0]	[]	事後	
令和4年11月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不	(記載なし)	十分である	事後	
令和4年11月1日	Ⅳリスク対策 7.特定個人情報 の漏えい・減失・毀損リスクへ	特に力を入れている	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民業本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 「個人番号カード等を用いた本人確認	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の 届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又 は記載の修正 は記載を主をは、の正確な記録を確保するため の措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転 出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の記載事項に変更があった際の都道 (多住民票の記載事項に変更があった際の都道 所県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機 精」という。〉への本人確認情報の照会 (多住民票の記載下後、以下「機 構」という。〉への本人確認情報の照会 (多住民からの請求に基づく住民票コードの変付 (1)個人番号カード等を用いた本人確認 (1)サービス検索・電子申請機能での受領	事後	
令和5年2月6日	I関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」及び「大力、 イル」は、 住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素 のうち、市町村CSにおいて管理がなされている ため、以 降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の		事後	